

〈参考〉生駒市の類似団体の議員数と人口（令和3年9月1日現在）、可住面積との関係

自治体	定数	人口(人)	可住面積(km ²)	自治体	定数	人口(人)	可住面積(km ²)
北海道小樽市	25	111,378	80.09	静岡県三島市	22	108,649	38.24
北海道江別市	25	119,742	167.63	三重県伊勢市	24	123,656	98.78
福島県会津若松市	28	116,077	146.02	大阪府池田市	22	103,658	16.60
茨城県土浦市	24	141,118	98.63	大阪府守口市	22	143,296	12.71
茨城県取手市	24	106,228	67.95	大阪府泉佐野市	18	97,301	36.71
埼玉県鴻巣市	26	117,833	67.2	大阪府富田林市	18	109,385	36.73
埼玉県戸田市	26	141,042	18.19	大阪府河内長野市	18	102,629	36.52
埼玉県入間市	22	144,273	37.63	大阪府松原市	18	118,282	16.66
埼玉県三郷市	24	142,772	30.13	大阪府箕面市	23	138,957	20.05
埼玉県坂戸市	20	100,372	40.05	大阪府羽曳野市	18	109,643	23.98
埼玉県ふじみ野市	21	114,488	14.33	兵庫県三田市	22	110,174	74.26
千葉県木更津市	24	135,884	95.56	奈良県橿原市	23	121,010	37.43
千葉県我孫子市	24	131,548	39.98	奈良県生駒市	24	118,532	33.89
千葉県鎌ヶ谷市	24	109,946	20.13	鳥取県米子市	26	146,961	102.08
千葉県印西市	22	106,445	100.62	広島県廿日市市	28	116,960	70.52
東京都武蔵野市	26	148,200	10.98	山口県岩国市	30(28)*	131,136	161.76
東京都青梅市	24	131,540	38.67	福岡県大牟田市	24	111,093	63.94
東京都昭島市	22	113,726	17.23	福岡県飯塚市	28(24)*	126,976	107.51
東京都小金井市	24	124,435	11.25	福岡県筑紫野市	22	105,021	44.35
東京都国分寺市	22	127,553	11.40	福岡県春日市	20	113,149	13.52
東京都東久留米市	22	117,059	12.72	福岡県大野城市	20	101,739	16.75
東京都多摩市	26	148,304	20.65	長崎県諫早市	26	135,494	198.98
神奈川県伊勢原市	20	100,044	34.72	大分県別府市	25	114,306	43.95
神奈川県海老名市	22	136,694	26.08	宮崎県延岡市	27	119,886	136.85
神奈川県座間市	22	131,710	16.62	鹿児島県霧島市	26	125,180	199.03
岐阜県多治見市	21	108,779	46.76				

*定数の（ ）内は改選後の人数

議員定数に関するアンケート 基礎資料〈概要版〉

議員定数に関する特別委員会では、地方自治制度の動向、市の現状や課題、行政需要など議員定数を考える上で参考とする資料を取りまとめ、この概要版のほか市議会ホームページ（URL：<https://www.city.ikoma.lg.jp/gikai/0000021787.html>）にも掲載しております。QRコードを読み取りください。



1. 地方自治制度の動向

●地方分権改革による自治権の拡大

2000年の地方分権一括法の施行以降、国と地方自治体の関係は、それまでの上下関係から対等・協力の関係になりました。それに伴い、住民に身近な行政はできる限り基礎自治体である市町村に委ねられるようになり、国が地方自治体を実施を命令してきた機関委任事務が廃止され、適正な処理を特に確保する必要があるものに限り国が法令や政令等で実施方法を定め（法定受託事務）、自治体はその範囲を超えて地域の実情に応じて事務を行う（自治事務）ことが可能になりました。（下表をご参照ください。）

2006年からの第二次分権改革以降は、全国統一基準であった施設の管理基準や人員配置等の義務付け・枠付けが見直されたほか、都市計画決定や未熟児の訪問指導などこれまで都道府県が行っていた事務が市町村に移譲されています。

このように国の関与が小さくなった分、自治体が独自に国と異なる基準を条例で定めることができるようになったほか、創意工夫をこらして事務を担える範囲が拡大しました。

	地方分権一括法施行前	地方分権一括法施行後	
国と地方自治体の関係	<p>国 ↓ 統治の一環 地方自治体</p>	<p>国 ↔ 地方自治体 対等・協力</p>	
事務区分	機関委任事務（国の事務）	法定受託事務	自治事務
条例制定権	不可	法令に違反しない限り可	法令に違反しない限り可
自治体議会の権限	<ul style="list-style-type: none"> ・検閲、検査権等は地方自治体で定める一定の事務（国の安全、個人の秘密に係るもの並びに地方労働委員会および収用委員会の権限に属するもの）は対象外 ・百条調査権の対象外 	原則及ぶ（国の安全、個人の秘密に係るもの並びに地方労働委員会および収用委員会の権限に属するものに限り対象外）	原則及ぶ（地方労働委員会および収用委員会の権限に属するものに限り対象外）

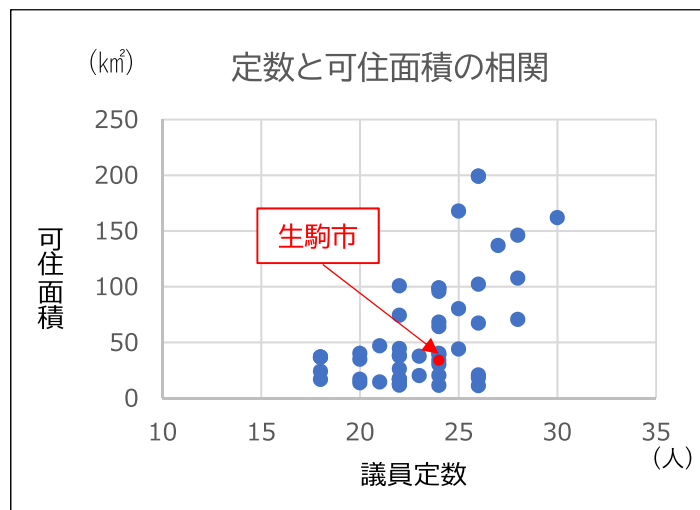
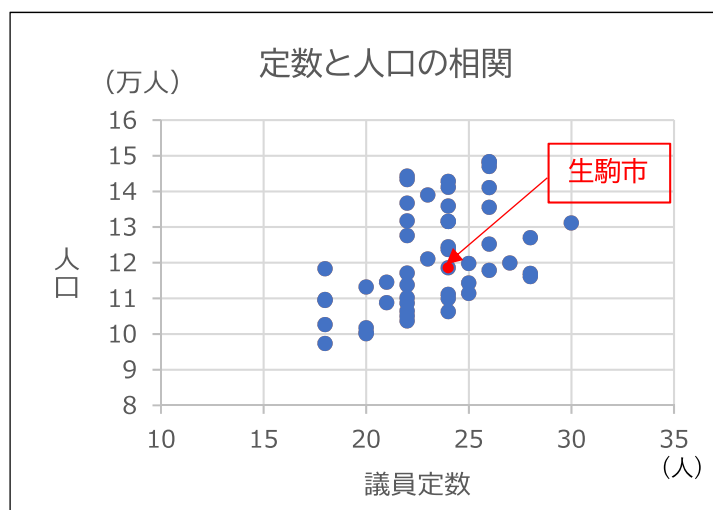
●地方分権一括法以降の自治体議会に関する主な制度改正と今後の議会の役割

地方分権改革により、自治体議会の権限や監査や検査、調査の対象も増えました。2000年の地方分権一括法以降の自治体議会の権能の拡大に関する主な改正項目は右表のとおりです。

また、第32次地方制度調査会の「2040年頃から逆算し顕在化する諸課題に対応するために必要な地方行政体制のあり方等に関する答申」（令和2年6月26日）では、人口減少社会における議会の役割として「住民ニーズや地域課題が多様化・複雑化する一方、経営資源が制約される中において、広い見地から個々の住民の利害や立場の違いを包摂する地域社会のあり方を議論する議会の役割がより重要になる」とされています。

■自治体議会の権能拡大に関する主な改正項目

1999年	<ul style="list-style-type: none"> ・条例制定権の拡大 ・百条調査権の対象拡大 ・議案提出、修正動議の発議要件の緩和 ・議員定数の法定定数廃止(条例で制定)
2000年	<ul style="list-style-type: none"> ・国会に対する地方議会の意見書提出
2006年	<ul style="list-style-type: none"> ・専門的事項に関する調査制度の創設 ・専決処分要件の明確化
2011年	<ul style="list-style-type: none"> ・議員定数の法定上限数の撤廃 ・議決事件の範囲、調査権の対象法人の拡大



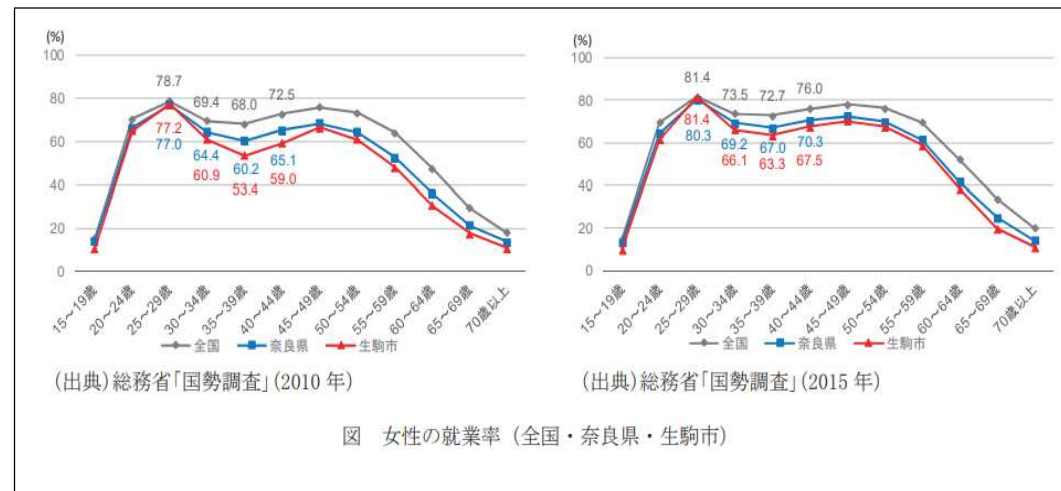
2. 市の現状と課題・行政需要

第6次生駒市総合計画が掲げる社会環境の変化と主要課題

(丸囲み数字のついている項目は資料をご参照ください。)

社会環境の変化	5年間の主要課題
人口減少と少子高齢化の進行…①	若年層の人口減少への対応 老年人口の増加への対応 交通ネットワークと生活基盤の整備
安全・安心への意識の高まり	大規模災害への備えと防犯・安全対策
地球環境問題の深刻化	都市活力の基盤となる土地利用の推進
社会経済構造の変化	地域経済循環の活性化とライフスタイルの変化への対応
ライフスタイルや価値観の多様化…②	
高度情報化社会の進展	
地方財政の深刻化と公共施設の老朽化…③	公共施設等の適正管理 財政の深刻化

②ライフスタイルや価値観の多様化

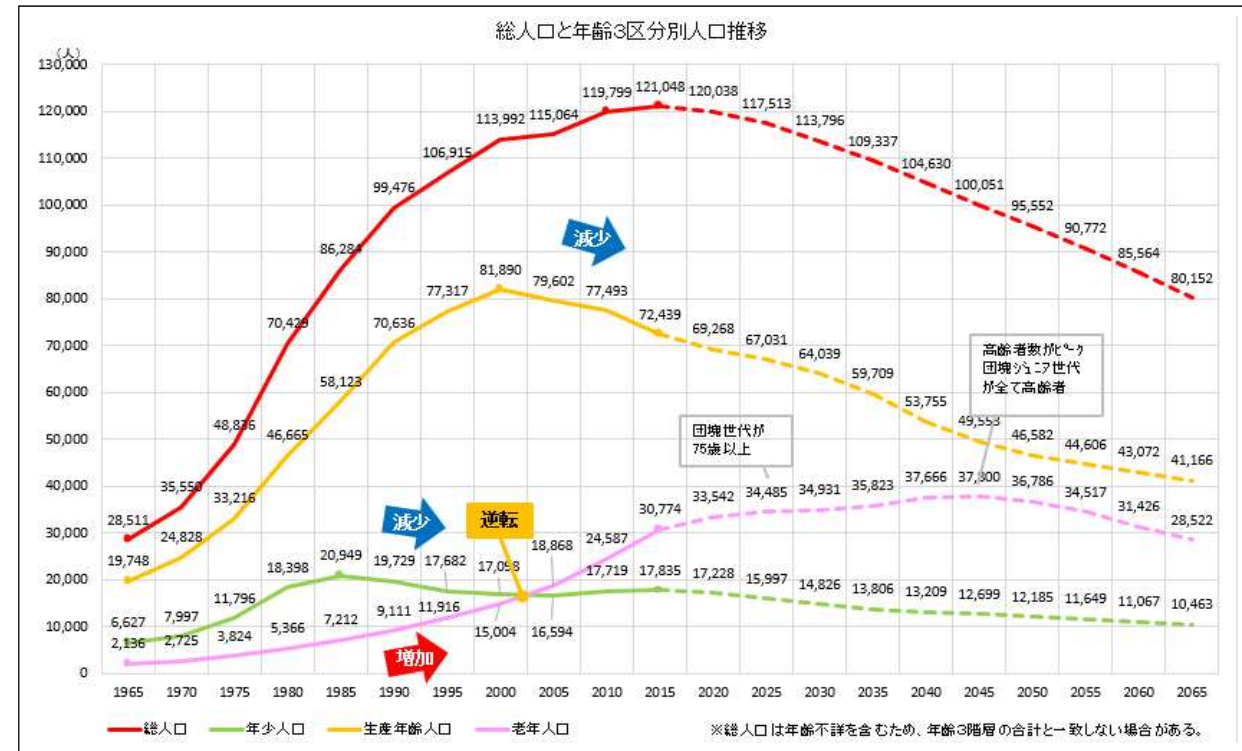


③地方財政の深刻化と公共施設の老朽化



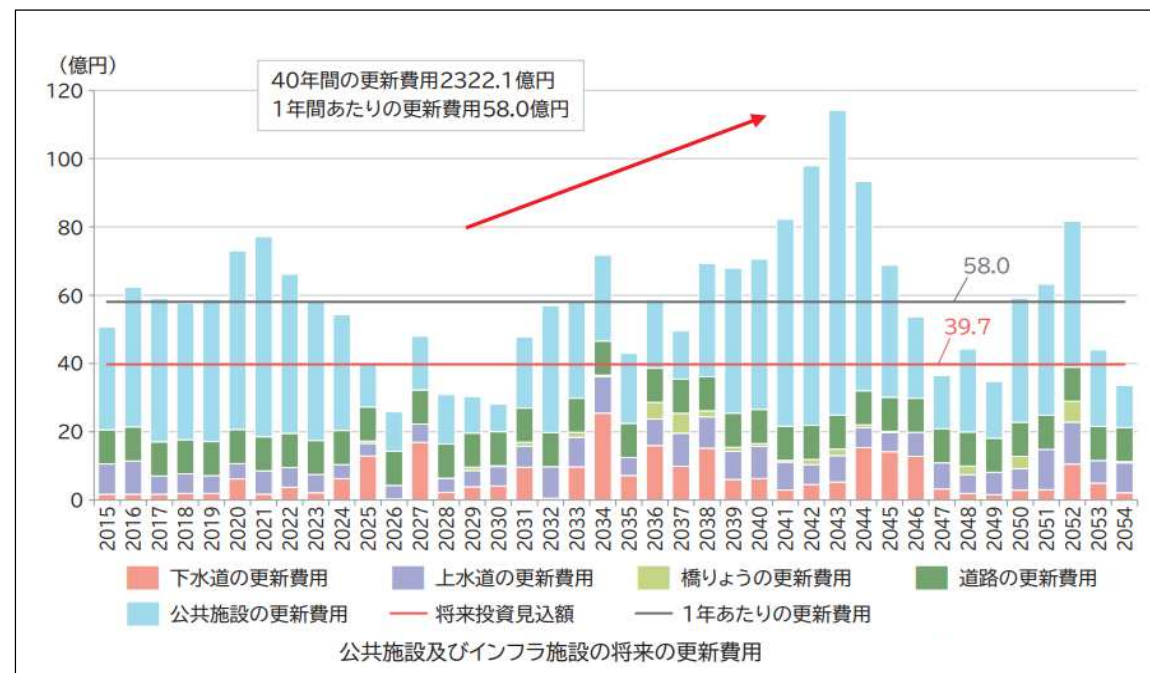
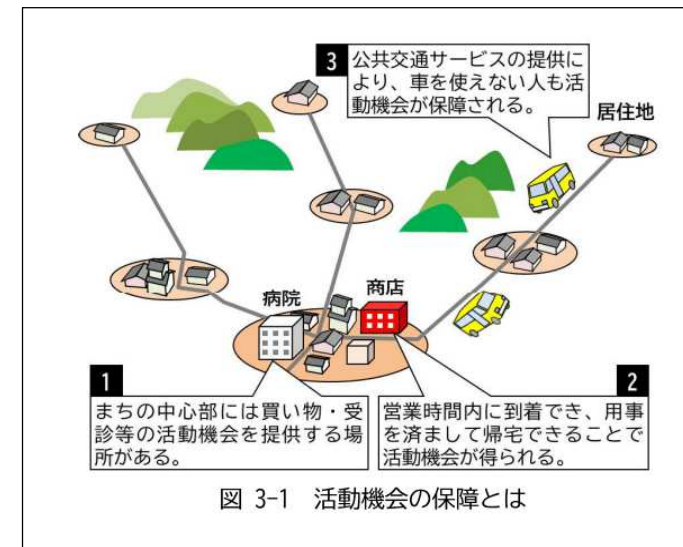
高齢化に伴い、一般会計から介護保険給付費等に対する繰出しや、後期高齢者医療費の療養給付費が増えています。また、共働き世帯やひとり親就労世帯の増加に伴い、私立保育所の保育実施負担金も増えます。(出典:「生駒市令和4年度予算案の概要」)

①人口減少と少子高齢化の進行



女性の就業率は年々上がり、結婚や出産を機に退職する女性は減っているため、M字カーブの窪み(35~39歳)は小さくなっています。2020年の国勢調査による奈良県の女性就業率は35~39歳で73.7%と更に増加しています。(出典:「第2期生駒市まち・ひと・しごと創生総合戦略」、「令和2年国勢調査 就業状態等基本集計結果」)

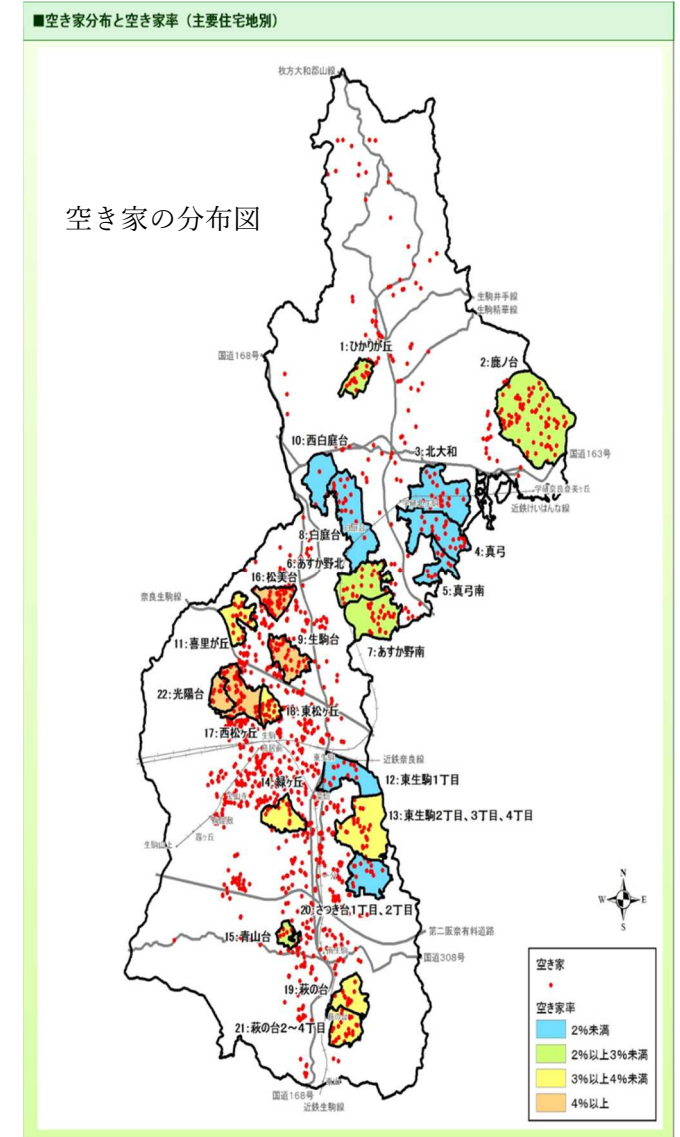
少子化対策として女性が働きやすい環境の充実や経済的負担の軽減のための施策が求められます。



生駒市の人口は2015年をピークに減少傾向にあり、2045年頃までは老年人口比率が増加していく見込みです。(出典:「生駒市人口ビジョン」)

※議員定数は、市制施行以来、変わらず24人です。
高齢者福祉施策としてフレイル予防や、公共交通の整備、バリアフリー化の推進等による活動機会の保障が重要です。(出典:「生駒市地域公共交通計画」)

また、高齢の夫婦のみの世帯、高齢の単独世帯が増えており、今後、都市の空洞化が進み、空き家流通、利活用の必要性が高まります。(出典:「生駒市空き家等対策計画」)



1970年代の急速な人口流入に伴い建設された小中学校等の公共施設やインフラの適切な補修と更新が必要になっており、そのための財源確保と平準化が課題です。併せて、維持管理コストを低減するため、施設の統廃合や機能の複合化を図ることが必要ですが、公共施設に関しては丁寧に市民合意を得ながら進めることが求められます。(出典:生駒市都市計画マスタープラン R3年6月策定)